

湯河原町議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

湯河原町議会議長

村瀬 公大

### 湯河原町議会規則第1号

#### 湯河原町議会傍聴規則の一部を改正する規則

湯河原町議会傍聴規則（平成20年湯河原町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第5条第4項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「、つえ」を削り、「人」を「他人」に、「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、第9号を第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号を削り、同条第4号の次に次の1号を加える。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしない

こと。

第8条第6号から第8号までを削り、同条第9号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、本則に次の1条を加える。

(準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、湯河原町議会委員会条例(昭和33年湯河原町条例第7号)第1条第1項に規定する常任委員会、同条例第1条の2第1項に規定する議会運営委員会及び同条例第3条に規定する特別委員会並びに湯河原町議会会議規則(昭和40年湯河原町議会規則第2号)第115条第1項に規定する全員協議会(以下これらを「委員会等」という。)における傍聴について準用する。この場合において、第3条中「20人」とあるのは「6人」と、第5条第1項、第7条第2項及び第3項、第8条第4号並びに前条中「議長」とあるのは「委員会等の長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和7年2月20日から施行する。